

## 意見書案第 5 号

新規制基準に基づく大飯原子力発電所 3 号機、4 号機の再審査  
の実施を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成 2 5 年 6 月 2 0 日提出

|       |         |     |     |
|-------|---------|-----|-----|
| 提 出 者 |         |     |     |
|       | 向日市議会議員 | 飛鳥井 | 佳 子 |
| 賛 成 者 |         |     |     |
|       | 向日市議会議員 | 杉 谷 | 伸 夫 |

## 新規制基準に基づく大飯原子力発電所3号機、4号機の再審査の実施を求める意見書

原子力規制委員会は、平成25年4月10日に原子力発電所の再稼働を認めるかどうかの判断の基準となる「原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等」（新規制基準案）を了承した。この新規制基準は同年7月18日までに施行されることとされている。

現在稼働中の大飯原子力発電所3号機・4号機の再審査については、通常の定期検査時期となる本年9月以降に行うものとされ、運転を続ける条件を満たしているかどうかを把握するための確認作業が行われているところである。

東京電力福島第一原子力発電所の事故を振り返ったとき、原子力発電所には新しい規制基準が適用されていること、並びに万が一の事故対策が十全に講じられていることを、わかりやすく国民に説明し、納得を得ることが不可欠と考える。

よって、新しい規制基準の施行後、直ちにそれに基づいて再審査（バックフィット）を実施し、大飯原発の運転の可否を判断すること。また、確認作業中であっても、基準に適合していないと考えられる状況が確認されれば、直ちに運転を停止することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月20日

京都府向日市議会